

Q Zoom Up

# カーボンニュートラルの取り組みを後押し 省エネ住宅の導入などを支援

市では、地球温暖化の原因となる二酸化炭素（CO<sub>2</sub>）の排出量を減らすため、太陽光発電システムや蓄電池などの設置費用を補助してきました。7月からはさらに、対象の拡大や補助額の増額など支援を充実。導入を後押しし、環境に優しいまちづくりを進めていきます。

市では、CO<sub>2</sub>の排出量と吸収量を均等させ、実質ゼロにするカーボンニュートラルを目指しています。2021年には「ゼロカーボンシティ」を表明し、環境に配慮した取り組みを実施。太陽光発電や蓄電池、エネルギー管理システム（HEMS）などを導入する省エネ住宅の設置費用を補助してきました。さらに7月からは、対象を拡大し、補助額を増額しました。

## 最大で約160万円を補助

充実したのは、太陽光発電システムの導入などの費用です。これまでの1

キロワット当たり1万円の補助に加え、売電せず全て自家で消費する住宅には、1キロワット7万円の加算を設けました。エネルギーを生産し消費を実質ゼロ以下にする住宅「ゼロ・エネルギー・ハウス」への奨励金に加え、新たに省エネで環境性能に優れた住宅「LCCM住宅」の導入に60万円、断熱窓への改修費用に最大30万円を補助するなど対象を拡大。共同住宅の電気自動車充電器の設置の他、団体・事業者向けの補助も対象を拡大しました。

省エネ住宅を導入した松本孝さん（38・金田）は「設置には費用がかかるので、補助金があつてよかった。環境に良いのはもちろん、光熱費の軽減にもつながっている」と話します。

**未来を見据えた取り組みを**

市では3月、カーボンニュートラル達成に向けた道筋を示すロードマップを策定しました。公共施設への太陽光発電システムの設置やCO<sub>2</sub>排出量が実質ゼロとなるEVごみ収集車の導入など、CO<sub>2</sub>削減に取り組んでいます。地球環境と私たちの未来を守るため、力を合わせてできることから取り組んでいきたいと思います。

環境政策課 ☎25-2749



住宅に設置された太陽光パネル

### カーボンニュートラルの補助金概要

#### ■住宅省エネ設備導入促進奨励金

《補助額》（リースなども対象に拡大）

- ・太陽光発電=1キロワット1万円（上限6万円）  
 ①自家消費加算=1キロワット7万円（上限42万円）
- ・蓄電池=5万円  
 ①自家消費加算=1キロワット約5万円
- ・HEMS=1万円
- ・家庭用燃料電池=5万円

#### ■省エネ住宅導入促進奨励金

《補助額》

- ・ゼロ・エネルギー・ハウス=10万円
- ・①LCCM住宅=60万円
- ・②断熱窓=最大30万円

#### ■電気自動車購入奨励金

《補助額》1台20万円

#### ■電気自動車共同住宅充電設備設置費補助金

《補助額》①共同住宅の充電器設置150万円



厚木市は国の脱炭素重点対策実施地域に選定されています。



その他補助金や申請方法などはこちら

環境政策課 ☎225-2749

愛TV 7/1~

### 皆さんのアイデアを

## 市制70周年記念事業・キャッチフレーズを募集



厚木市は2025年2月1日に市制施行70周年を迎えます。記念の年を盛り上げるための事業アイデアや、キャッチフレーズを募集します。

企画政策課 ☎225-2450

#### ■記念事業（25年2月1日～26年1月31日に実施）

皆さんが実施してほしい・してみたいと思う事業のアイデア。

#### ■キャッチフレーズ

「あつぎ（厚木・ATSUGI）」や「70」などの言葉を使用するなど、70周年記念にふさわしいもの。最優秀作品は市民投票で決定。

公共施設や市HPにある応募用紙を直接または郵送、Eメールで7月31日（必着）までに ☎243-8511 企画政策課 ☐1100@city.atsugi.kanagawa.jpへ。



詳細は市HPに掲載

### 安心な学校・保育生活を

## 医療的ケアが必要な児童・生徒に訪問看護師を派遣

日常的な医療的ケアが必要な児童・生徒が安心して学校などに通えるよう、訪問看護事業者から看護師を派遣します。

《対象》①市立小・中学校や幼稚園、認可保育所（3歳クラス以上）に通うまたは見込み②経管栄養、導尿など、短時間で定時の処置が可能な医療的ケアが必要—の全てを満たす市内在住の児童・生徒

#### 《事前相談》

小・中学校=教育指導課 ☎225-2675  
 幼稚園=こども育成課 ☎225-2262  
 保育所=保育課 ☎225-2231

※担当課へ事前相談後、学校・幼稚園・保育所、訪問看護事業者、主治医に相談。保育所は4月入所が原則のため、事前相談後、1次入所申し込みが必要。



学校で医療的ケアを受ける児童

事前相談後に配布する申請書、主治医の指示書の写し、校長・所長の承諾書の写しを持ち、直接担当課へ。